資料編

資料1 附属機関条例等

(1) 西宮市附属機関条例(抜粋)

(設置)

第1条 別に条例に定めるもののほか、別表根拠規定の欄に掲げる規定に基づき、執行機関又は地方公営企業の管理者(以下「執行機関等」という。)の附属機関として、同表附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

(委員)

第2条 附属機関の委員の定数は、別表委員総数の上限の欄に掲げる数以内とする。

- 2 委員は、別表構成の欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関等が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。
- 4 委員は、2回を限度として再任することができる。ただし、当該附属機関の属する執行機関等においてやむを得ないと認める場合に限り、4回を限度として再任することができる。
- 5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(附属機関の運営)

- 第3条 附属機関に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、当該附属機関において、委員の互選により定める。
- 2 会長は、当該附属機関を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 附属機関の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。ただし、会長及び副会長を互選する会議は、当該附属機関の属する執行機関等が招集する。
- 5 附属機関は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 6 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(略)

(西宮市保健医療計画策定委員会の特例) [8]

第28条の2 西宮市保健医療計画策定委員会(以下この条において「委員会」という。)における第3条第1項から第4項までの規定の適用については、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、同条第1項、第3項及び第4項ただし書中「副会長」とあるのは「副委員長」とする。[8]

- 2 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。[8]
- 3 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。[8]

- 4 第3条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第4項ただし書中「会長及び副会長」とあり、並びに同条第2項、第3項及び第4項本文中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項中「副会長」とあるのは「あらかじめ部会長の指名した委員」と読み替えるものとする。[8]
- 5 委員会は、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。 [8]
- 6 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。[8]
- 7 臨時委員は、市長が委嘱する。[8]
- 8 臨時委員を委嘱した場合の委員会及び部会における第3条第5項及び第6項並びに第3項の規定の 適用については、これらの規定中「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」とする。[8]
- 9 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。 [8] (略)

(意見聴取等)

第48条 附属機関は、必要と認めるときは、関係行政機関の職員その他議事に関係のある者に対し、 出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第49条 附属機関の委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後 も、同様とする。

(補則)

第50条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、その属する執行機関等 又は当該附属機関が定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年8月1日から施行する。ただし、第4条及び別表市長の部地方自治法 (昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の款西宮市公共施設適正配置審議会の項の規定は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(略)

別表(第1条、第2条関係)

附属機関の 属する執行 機関等	根拠規定	附属機関	担任事務	委員 総数の 上限	構成
市長	地方自治法 (昭和22年法 律第67号)第 138条の4第 3項	西宮市保健医療計画策定委員会	西宮市保健医療計画の策定 に関して必要な事項の調査 及び審議	20人	保健医療 施策の推 進に関わ る者

(2) 西宮市保健医療計画策定委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市附属機関条例(平成25年7月10日西宮市条例第3号)に規定する西宮市保健医療計画策定委員会(以下、「策定委員会」という。)の運営について、必要な事項を定める。

(所掌事務)

- 第2条 西宮市附属機関条例の別表の担任事務の欄にある「西宮市保健医療計画の策定に関して必要な 事項の調査及び審議」として、次の事務を所掌する。
 - (1) 計画策定のための課題抽出及び分析に関すること。
 - (2) 計画の策定にあたって、基礎資料の点検、助言を行うこと及び計画の具体的内容を検討し、市長に意見を具申すること。
 - (3) 前号の検討にあたっては、国、県が策定した計画や構想等との連携を図るほか、西宮市総合計画をはじめ諸計画と整合することに留意しなければならない。

(庶務)

第3条 策定委員会の庶務は、健康福祉局福祉総括室医療計画課において処理する。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は市長又は策定委員会が定める。

附則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

資料2 委員名簿

西宮市保健医療計画策定委員会 委員名簿

区分	役職等	所属機関•団体	氏 名	備考
	委員長	一般社団法人西宮市医師会	大江 与喜子	
	副委員長	一般社団法人兵庫県病院協会	大村 武久	
	委員	訪問看護ステーションネットワーク西宮	上原 恭代	
	委員	一般社団法人西宮市医師会	勝部 芳樹	
	委員	一般社団法人兵庫県病院協会	守殿 貞夫	
伊	委員	兵庫県立西宮病院	河田 純男	
保健医療施策の推進に関わる者	委員	一般社団法人西宮市薬剤師会	瀧川 秀樹	
	委員	浜脇地域包括支援センター	竹内 久子	
の推進	委員	公益財団法人阪神北広域救急医療財団	中村 肇	
進に関わる者	委員	西宮市立中央病院	南都 伸介	
	委員	医療法人社団十和会南堂医院	南堂 公平	
13	委員	兵庫医科大学病院	難波 光義	
	委員	一般社団法人西宮市歯科医師会	濱田 幸人	
	委員	西宮市ケアマネジャー協会	槇 久子	
	委員	西宮市地域自立支援協議会	増田 真樹子	
	委員	兵庫県阪神南県民センター芦屋健康福祉事務所	松本 圭司	
	委員	一般社団法人西宮市老人クラブ連合会	山﨑 喜夫	

資料3 西宮市保健医療計画策定の経過

時期		主な内容			
平成 27年	4月				
	5月				
	6月	〇保健医療に関する意識調査【市民向けアンケート】の実施 (平成27年6月5日~平成27年6月17日)			
	7月	〇保健医療に関する実態調査【医療機関向けアンケート】の実施 (平成27年7月1日~平成27年7月17日)			
		●平成27年度 第1回 西宮市保健医療計画策定委員会(平成27年7月17日) 「西宮市保健医療計画」の策定について 西宮市の保健医療の現状・課題について			
	8月	●平成27年度 第2回 西宮市保健医療計画策定委員会(平成27年8月17日) 「西宮市保健医療計画骨子(案)」について			
	9月	●西宮市保健医療計画策定委員会委員との個別意見聴取「西宮市保健医療計画骨子(案)」について			
	10月	●平成27年度 第3回 西宮市保健医療計画策定委員会(平成27年10月30日) 「西宮市保健医療計画素案」について			
	11月				
	12月	〇計画素案に対するパブリックコメント(意見公募手続)の実施			
平成28年	1月	(平成 27 年 12 月 14 日~平成 28 年 1 月 15 日)			
	2月	●平成27年度 第4回 西宮市保健医療計画策定委員会(平成28年2月15日) パブリックコメントの結果 計画案について			
	3月	計画策定			

資料4 保健医療に関する意識調査・保健医療に関する実態調査

調査の目的・・・・・・・・・・

保健医療に対する市民の意識やニーズ、また医療機関での医療提供の現状や取組などのほか医療課題などを調査し、本計画の策定に役立たせることを目的に実施しました。

調査の概要・・・・・・・・・・

○ 保健医療に関する意識調査(市民向けアンケート)

調査対象 : 20 歳以上の西宮市民 2,000 人 (無作為抽出) 調査期間 : 平成 27 年 6 月 5 日から平成 27 年 6 月 17 日

調査方法 : 郵送による配布・回収

有効回答数:902通(有効回答率 45.1%)

○ 保健医療に関する実態調査(医療機関向けアンケート)

調査対象 :市内の病院、医科診療所、歯科診療所、薬局

調査期間 :平成27年7月1日から平成27年7月17日

調査方法 : 郵送による配布・回収

有効回答数:

区分	配布数	回収数	有効回答率	
病院	24 通	12通	50.0%	
医科診療所	418通	172 通	41.1%	
歯科診療所	230 通	79 通	34.3%	
薬局	196 通	82 通	41.8%	

資料 5 用語集

■あ行

アウトリーチ

援助が必要であるにも関わらず、自発的に申し出をしない人に対して、積極的に働きかけて 支援の実施を目指すことをいい、訪問等による支援を行うものです。

一般病床

病院又は診療所の病床のうち、精神病床・感染症病床・結核病床・療養病床以外の病床をいい、病気やケガなどで緊急入院するなど、病状が変化する可能性の高い急性期の患者を対象としています。

■か行

回復期

生命の危機状態から脱し症状が安定に向かっている、あるいは緩やかに快方に向かっている時期をいいます。

かかりつけ医

日常的な診療のほかにも健康相談や指導も含めたいろいろな健康管理上の問題について、気軽に相談できる身近な医師のことで、必要があれば適切な専門医を紹介するなど生活の中で患者を支援する地域医療の中核的な担い手です。

かかりつけ歯科医

歯の治療、歯に関する相談、定期健診など、市民のライフステージに合わせて継続的にトータルサポートしてくれる身近な歯科医師のことをいいます。

かかりつけ薬局 (薬剤師)

患者が持参した処方箋をもとに調剤を行うほか、一般用医薬品等を含めた患者の服薬情報を 一元的・継続的に管理することで、薬の多剤・重複投与や飲み合わせを防止する、また薬や健 康の相談に応じることができるなどの機能を有した薬局(薬剤師)のことをいいます。

感染症指定医療機関

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき厚生労働大臣又は都 道府県知事により指定され、感染力や罹患した場合の重篤性などに基づく総合的な観点からみ た危険性が極めて高い感染症である、第一類感染症及び第二類感染症、並びに新感染症を担当 する医療機関をいいます。機能に応じて、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機 関、第二種感染症指定医療機関(結核指定医療機関含む)に分類されます。

※P.46「感染症指定医療機関の分類」参照

急性期

急性疾患や慢性疾患の急性憎悪などで症状が安定しておらず、緊急・重症な状態にある時期 をいいます。

結核病床

結核患者を対象とした病床のことで、結核菌飛沫感染を防ぐため結核菌で汚染された空気が 室外に漏れないような陰圧管理を行う構造・設備が必要になります。

健康医療相談ハローにしのみや

西宮市民を対象とした健康・医療・育児の悩み・家庭での介護などについて電話で相談できるサービスで、24 時間、年中無休で看護師・医師などの専門スタッフが対応しています。

健康寿命

世界保健機構(WHO)が提唱した指標で、健康上の問題で日常生活が制限されることなく 自立している期間をいいます。

口腔ケア

口腔の疾病予防・機能回復、健康保持・増進、さらに QOL(生活の質)の向上を目指した技術をいいます。

口腔機能(話す・食べる等)を維持・増進させるとともに、虫歯や歯周病(歯槽膿漏)等の歯科疾患の予防から、口の中をきれいにすることで誤嚥性肺炎や呼吸器感染症などを防ぐ効果があります。

高齢者あんしん窓口

地域包括支援センターの本市における呼称。

高齢者あんしん窓口では、高齢者が地域で安心して生活が継続できるように、どのような支援が必要か状況の把握を行い、日常生活に必要な課題を整理し、介護保険サービスにとどまらず、適切なサービス、関係機関、制度の利用につなげて安心して生活が行えるよう支援します。

災害拠点病院

災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院のことで、多発外傷、挫滅症候群、広 範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行なうための高度の診療機能を有し、 被災地からの重症傷病者の受入れ機能を有するとともに、災害派遣医療チーム等の派遣及び受 入れ機能、広域搬送への対応機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能を有する病 院。

在宅当番医制

複数の医師が当番制で、休日及び夜間において、比較的軽症の救急患者を受け入れる1次救 急医療のことをいいます。本市では西宮市医師会への委託事業として 26 医療機関が当番に参加しています。(平成27年9月現在)

在宅療養支援診療所 (病院)

患者が住み慣れた自宅等で療養などができるよう、必要に応じて他の病院、診療所等との連携を図りつつ訪問診療を行い、24 時間 365 日体制で往診や訪問看護を行う診療所(病院)のことで、地域における患者の在宅療養について中心的な役割を担っています。

在宅療養相談支援センター

地域の在宅医療・介護の連携拠点として、医療・介護関係者に対する退院支援や在宅療養の 総合的な支援を実施するほか、地域住民への在宅医療・介護の普及啓発を図る役割を担う施設 のことで、本市では市内2ヶ所に設置しています。(平成27年11月現在)

周産期

出産前後の期間の事を指すもので、一般的には妊娠満22週から生後満7日未満をいいます。 周産期の医療は合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性があることから、産科・小児科双方からの一貫した総合的な医療体制が必要で、「周産期医療」といいます。

周産期母子医療センター

MFICU(母体・胎児集中治療室)を含む産科病棟及び、NICU(新生児集中治療室)を含む新生児病棟を備え、リスクの高い妊産婦や新生児などに高度な周産期医療を提供することができる医療機関をいいます。市内では、兵庫医科大学病院が相当規模の設備を有し周産期医療の中核となる機関としての「総合周産期母子医療センター」の指定、県立西宮病院がそれに準じる設備を有し「総合周産期母子医療センター」を支える機関としての「地域周産期母子医療センター」の認定を受けています。

精神科救急情報センター

精神疾患の本人や家族、警察や消防等様々な機関からの緊急の相談に対して、症状の緩和が 図れるよう適切な助言等、相談への対応を行うとともに、精神科救急当番病院オンコール医師 と連携し、緊急に入院・受診支援が必要かどうかの迅速なトリアージの役割を担います。

精神病床

病院で精神疾患を有するものを入院させるための病床。

セミオープンシステム

安全・安心な出産を実現するために、妊婦健診は自宅や職場近くの通いやすい診療所で受診し、出産は高度な設備を持つ病院で行うシステムのことをいいます。

■た行

退院時カンファレンス

在宅生活への移行に向けて在宅療養が必要な患者やその家族が、住みなれた家で安心して療養を続けられるよう、患者や家族、病院の医師、看護師、医療ソーシャルワーカーや、在宅医、訪問看護師、ホームヘルパー、ケアマネジャー等の多職種が協働で行う検討会のことをいいます。

多職種連携

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、歯科衛生士、リハビリ専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等)、ケアマネジャー、ヘルパー、医療ソーシャルワーカー、栄養士など、 医療・介護・福祉の専門職が質の高いケアを提供するために協働すること。

地域完結型医療

医療機能の分化・連携を推進することにより、急性期から回復期、在宅医療に至るまで、地域全体で切れ目なく必要な医療が提供される体制のことをいいます。

地域がん診療連携拠点病院

地域のがん医療の拠点として、質の高いがん医療を提供するとともに、地域の医療機関との 連携や医療従事者の研修、患者への情報提供、相談支援などの役割を担う病院のことで、市内 には、国が指定する「国指定拠点病院」として兵庫医科大学病院、県が指定する「県指定拠点 病院」として県立西宮病院、市立中央病院があります。

地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制と定義されており、市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて構築していくことが必要となっています。

地域包括支援センター

P.99「高齢者あんしん窓口」参照

■な行

認知症

後天的な脳の疾患などを原因として、正常に発達した知的機能が低下し、日常生活に支障が 出ている状態をいいます。

認知症高齢者の日常生活自立度

介護保険制度の介護認定調査において用いられる基準で、認知症高齢者の日常生活における 自立度を客観的、かつ、短時間で判断できるための指標として国が作成したものです。

認知症サポート医

認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や高齢者あんしん窓口等との連携の推進役となるための研修を修了した医師のことをいいます。

認知症疾患医療センター

認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を実施することを目的として都道府県及び指定都市が設置する専門医療機関です。

■は行

標準化死亡比(SMR)

各地域の年齢階級別人口と全国の年齢階級別死亡率により算出された、各地域の期待死亡数に対するその地域の実際の死亡数の比をいい、年齢構成の違いの影響を除いて死亡率を全国と比較したものです。標準化死亡比が基準値(100)より高い場合は、その地域の死亡状況が、基準となる全国より悪いということを示します。

病院前救護

プレホスピタルケア。救急患者が病院に到着するまでに行う処置のことをいいます。

病院群輪番制

休日・夜間に入院を必要とする重症患者を受け入れるための当番病院を予め決めておく制度 であり、本市では尼崎市、芦屋市とともに一般病院群輪番制と小児病院群輪番制を阪神南圏域 事業として実施しています。

訪問看護ステーション

在宅療養患者に対して主治医の指示に基づいて、医療的処置、療養上の世話など「訪問看護」のサービスを提供する事業所のことをいいます。

訪問診療

在宅で療養中の通院困難な患者に、計画的な医学的な管理下のもとに、定期的に訪問して診療や検査などの医療行為を行うことをいいます。これに対し、患者の急変時など、予定外に訪問して行う診療のことを往診といいます。

■ま行

看取り

近い将来に死に至ることが予見される方に対し、その方が望む、自分らしい暮らしができるよう、希望により身体的、精神的苦痛や苦悩をできるだけ緩和するなどの援助を行いながら、 その人らしい充実した最期を迎えることをいいます。

メディカルケアネット西宮

医療職と介護職が集い、事例検討会や勉強会を実施し、お互い顔のみえる関係をつくり、医療と介護の連携を進める他、医療介護連携に関する課題を協議しています。

■ら行

療養病床

病院または診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を対象とした病 床。

レスパイト

在宅で介護を行っている家族が疲労の軽減等のために休息することです。

被介護者が特別養護者人ホームにショートステイ等をするレスパイトサービスや、医療機関への短期入院(レスパイト入院)などがあります。

■英数

AED

Automated External Defibrillator の略。心停止の際に機器が自動的に解析を行い、必要に応じて電気的なショック(除細動)を与え、心臓の動きを戻すことを試みる医療機器。

DMAT

Disaster Medical Assistance Team の略。大規模災害や航空機・列車事故といった 災害時に概ね 48 時間以内に被災現場に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受け た医療チーム。

G-Pネット

一般医一精神科医ネットワーク(General Physician-Psychiatrist Network)の略。 一般医や産業医にとってうつ病の診断と治療は容易ではないために、内科などの一般医の精神・神経疾患に関する理解を深め、一般医から精神・神経科への紹介をスムーズにすることや精神・神経科から一般医への紹介をスムーズにすることやお互いの連携と相互理解を深めることなどを目的とした活動のことをいいます。

h-anshin むこねっと

阪神医療福祉情報ネットワーク協議会が運用するシステムで、機能構成は、(1)病診・病病連携のための患者情報共有システム、(2)リアルタイムに救急医療機関の応需情報を提供する2次救急システム、(3)逆紹介のための情報を提供する医療機関機能情報システムなどがあります。2次救急システムは、三田市を除く阪神南北圏域(阪神6市1町)の参加医療機関が自院の応需情報をリアルタイムに入力し、その情報を救急隊が携帯端末を用いて救急現場で参照することが可能です。

JMAT

日本医師会災害医療チーム(Japan Medical Association Team)の略。災害発生時、日本医師会が被災都道府県医師会からの要請に基づいて各都道府県医師会に依頼して結成される医療チームのことで、被災地において、避難所・救護所における医療、被災地域の病院、診療所の支援等を行う。

西宮市保健医療計画

平成28年(2016年)3月

編集:西宮市 健康福祉局 福祉総括室 医療計画課 〒662-8567 兵庫県西宮市六湛寺町 10番3号

電話番号:0798-35-3292 ファックス:0798-34-5465